

各工業会 様

中小企業等経営強化法の改正及び経営力向上計画の電子申請についての周知のお願い

皆様には、平素より中小企業等経営強化法の執行にご協力いただきありがとうございます。

この度、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が令和3年8月2日に施行されるとともに、令和3年度の税制改正に伴い、経営力向上計画の認定手続きの柔軟化を行うこととなりました。

また、令和4年4月より経営力向上計画の申請（経済産業省宛のみに限る）について完全電子化をする予定です。

つきましては、①「中小企業等経営強化法」の改正、②経営力向上計画の電子申請、③経営力向上計画の認定手続きの柔軟化について、経営力向上計画等の制度のご活用を考えられている御工業会に所属されている事業者様へ別添のチラシ（①及び②の内容）をもとに周知していただきますようご協力のほどお願い致します。

①～③の主な内容は下記をご参照ください。

記

①「中小企業等経営強化法」の改正について

施行日：令和3年8月2日（月）

主な改正事項：i）経営力向上計画・経営革新計画の支援対象者を中小企業者から特定事業者に変更
（資本金基準の撤廃・従業員数を引き上げ）

ii）M&Aに関する新しい税制の創設（設備投資減税・中小企業事業再編損失準備金）

※また、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の改正に伴い、経営力向上計画の申請様式が変更されます。

（令和3年8月1日以前の申請書様式（旧様式）にて認定を受けた後、変更申請する場合は、旧様式でも申請することが可能です。

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」については、以下をご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210730001/20210730001.html>

②経営力向上計画の電子申請について

- ・令和2年4月より経営力向上計画申請プラットフォームにて、経営力向上計画の電子申請対応（※）を実施しています。

※ 電子申請は、現在、経済産業局／部や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛てに限られております。

電子申請できない場合でも、「経営力向上計画申請プラットフォーム」を利用して申請書を作成し、打ち出したものを郵送で申請することは原則可能です。また、申請書の内容がプラットフォームに保存されるため、変更申請をする際に活用できます。

- ・電子申請をしていただくと、紙での申請より以下の点でメリットがあります。

【電子申請のメリット】*****

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書の郵送費用が不要になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。

◎以下は経済産業局／部宛てのみに提出する電子申請の場合のメリット

- 標準処理期間が短縮されます。
- 認定書は郵送されず、システムからダウンロード可能です（認定書用の返送用封筒及び切手代不要）。

- ・経済産業局／部宛てのみの申請については、令和4年（2022年）4月より完全電子化に移行予定となります。

- ・電子申請の周知を目的に、動画にて申請手続きを紹介しています。

○「経営力向上計画を電子申請する方法・手順の紹介」動画

<https://www.youtube.com/watch?v=gi0Xt7d9iz8>

○経営力向上計画申請プラットフォーム

<https://www.keieiryoku.go.jp/>

③経営力向上計画の認定手続きの柔軟化について

- ・申請時に強化税制対象設備に係る証明書（工業会証明書等）を添付せずに、経営力向上計画を申請が可能となります。

ただし、計画の審査には必要な資料となりますので、速やかにご提出ください。

- ・そのほかの期限等については、中小企業庁のホームページに掲載されている「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

お問い合わせ：中小企業庁事業環境部企画課
経営力向上計画担当
TEL：03-3501-1765

「中小企業等経営強化法」 が改正されました

① 経営力向上計画・経営革新計画の支援対象の変更

業種	改正前 (資本金額、従業員数)	改正後 (従業員数)
製造業等	3億円以下 or 300人以下	500人以下
卸売業	1億円以下 or 100人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下 or 100人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下 or 50人以下	300人以下

ポイント

- ① 資本金基準を撤廃
- ② 従業員数を引き上げ

② M&Aに関する新しい税制の創設

- 経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下3つの措置が活用できます。
 1. 設備投資減税（中小企業経営強化税制）
 2. 雇用確保を促す税制（所得拡大促進税制）
 3. 準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

③ 中堅企業への支援の拡大

- 中堅企業が中小企業と連携事業継続力強化計画を実施するにあたり、自然災害等の発生による危機時に限り、以下2つの措置が活用できます。
 1. 日本政策金融公庫による低利融資
 2. 中小企業信用保険法の特例（上限：2.8億円）

各種制度の詳細はこちら

- 経営力向上計画・M&Aに関する新しい税制の創設（①・②関連）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

経営強化法



- 経営革新計画（①関連）

経営革新支援



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>

- 事業継続力強化計画（③関連）

事業継続力強化計画



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>



経営力向上計画申請プラットフォームで 電子申請が可能になります！！



現在、郵送でご提出いただいている「経営力向上計画に係る認定申請書は、令和2年4月より **経営力向上計画申請プラットフォーム※** から **電子申請*** できるようになります。プラットフォームのログインには **gBizID** **GビズID** が必要です。事前の取得をお願いします。

※「経営力向上計画 プラットフォーム」で検索

経営力向上計画 プラットフォーム

- * 電子申請ができるものは、経済産業部局や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛ての申請に限られます。
- * 電子申請ができない場合、申請方法は郵送等になりますが、基本的に経営力向上計画申請プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することができます。
⇒ 申請書の作成データがシステムに保存されるため、今後変更申請書を作成する際に活用できます。

経済産業部局宛てのみの申請は、令和4年4月より完全電子化に移行予定です。

✓ 郵送不要の電子申請が可能になります

これまで



様式をダウンロード



申請書を作成



印刷・押印



郵送で提出

令和2年4月以降
(電子申請)



システムへログイン



申請書を作成



電子申請



経済産業部局等

✓ GビズIDの取得の流れ

STEP1



「GビズID」のサイトで、GビズID申請書を作成します。

STEP2



申請書と印鑑証明書を「GビズID運用センター」へ郵送します。

STEP3



審査が完了するとメールが届きます。

STEP4



メールに記載されたURLをクリックしてパスワードを設定したら完了です。

裏面で**経営力向上計画の申請**について詳しくご説明します。



「経営力向上計画」について：

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」の申請書を担当省庁に提出いただき、認定されると、中小企業経営強化税制（即時償却等）や各種金融支援等が受けられます。

電子申請のメリット

- 申請書作成にあたり、記入項目のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です。
- 申請書の**郵送費用が不要**になります。
- 審査の進捗状況が確認できます。

※以下は**経済産業部局のみ**に提出する電子申請の場合

- 標準処理期間が21日（紙の申請書を提出する場合は30日）に短縮されます。
- 認定書は郵送されず、システムからダウンロードすることが可能です。

✓ 電子申請方法

1. **経営力向上計画申請プラットフォーム** (<https://koujoukeikaku.force.com/>) で、「gBizIDでログイン」をクリックし、事前に取得したGビズIDプライムのアカウントIDとパスワードを入力して、ログインします。
2. 「事業者メニュー」画面で会社情報の登録をします。
3. 「事業者メニュー」画面の「経営力向上計画に係る認定申請書」の作成ボタンをクリックすると、入力フォームに沿って申請書を作成することができます。
4. 全ての申請項目を入力し終わると、①電子申請可能な場合：「申請」ボタンをクリックしてください。②電子申請ができない場合：PDF出力ができますので、まず「登録」ボタンをクリック、次に「PDF出力」ボタンをクリックし、ダウンロードした申請書を担当省庁に提出してください。



詳しい申請方法は、**経営力向上計画申請プラットフォーム** のサイト内に掲載されている操作説明書や動画※をご参照ください。

※YouTubeより「経営力向上計画電子申請 meti」で検索

経営力向上計画電子申請 meti

【お問合せ】経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

「経営力向上計画相談窓口」 03-3501-1957

・受付時間：平日 9:30-12:00, 13:00-17:00